

告示第4号

令和5年度職員の給与の男女の差異について次のとおり公表します。

令和6年7月18日

球磨郡公立多良木病院企業団  
企業長 高森 啓史



## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 球磨郡公立多良木病院企業団

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	76.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	31.8 %
全職員	56.2 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	108.0 %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	103.5 %

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	90.7 %
21～25年	92.3 %
16～20年	73.7 %
11～15年	79.4 %
6～10年	60.8 %
1～5年	67.2 %

#### 【説明欄】

○職員に医療職給料表(一)を適用している男性が女性より多いこと等により、相対的に給料月額が高い職員が男性に多くなっているため、給与差が生じている。任期の定めのない常勤職員(医療職給料表(一)適用者除く)の男女の給与の差異は105.3%。

任期の定めのない常勤職員以外の職員(医療職給料表(一)適用者除く)の男女の給与の差異は、88.7%となる。

○任期の定めのない常勤職員以外の職員は、週の勤務時間が30時間未満の職員は算出の対象に含まない。

○本庁部局長・次長相当職の区分には女性職員が少数であり、本庁課長補佐相当級には男性・女性職員が各1人しかいないため、「—」としている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。